

以下の回答内容は令和5年度に申請される場合を想定しておりますので、ご注意ください。

上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業 Q&A

【再生可能エネルギー施設・設備】

Q1

小水力発電について、発電容量の緩和を行い、マイクロ水力を対象にできますか。

A1 上水事業における小水力発電に関する規定は「取水、導水、浄水、送水及び配水施設に設置される定格出力 1,000kW 以下のもの」であり、出力範囲が該当していれば対象となります。

Q2

FIT 制度を活用する場合も対象にできないでしょうか。

A2 対象外です。

【省エネルギー施設・設備】

Q1

既存の急速ろ過池設備更新工事を今年度から複数年かけて実施しているが、工事施工途中であっても、高効率設備を導入する場合、当該設備は補助申請を行うことができないでしょうか。

A1 補助対象範囲についての契約や工事着手が執行団体による交付決定の後であれば可能です。契約済の工事の2年度目から補助金を適用することはできません。

Q2

基本的に設備に対する補助が盛り込まれているが、インラインポンプの施工に際し、インライン用の配管整備に多額に費用を要しております。ポンプ一次側配管整備費用も補助対象にならないでしょうか。

A2 配管整備費用は補助対象外となります。

Q3

更新予定の汚泥掻寄機を、スラッジ沈降促進が可能な掻寄機に更新することで濃縮スラッジ濃度を向上させ、後段設備の脱水機の運転時間が短縮されることで、省電力・省CO2に寄与できますが、補助対象事業とならないでしょうか。

A3 公募要領の補助対象施設「g. その他省エネルギー設備」として、要件に合致する場合は補助対象と判断することもあります。

【全般】

Q1

対象事業には事業用の用地確保が必要であるが、用地取得費・造成費などは補助対象外でしょうか。

A1 対象外です。

Q2

補助の対象要件に「CO2 排出量を 15% (10%) 以上削減できること」とあるのですが、使用する電力のCO2 排出係数は何を使用すればよいでしょうか。また、再生可能エネルギーの導入の際に、設備によっては導入前の排出量を算出する必要がありますが、その際はどの時点のCO2 排出係数を用いるのでしょうか。

A2 現状制度では地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>およびハード対策事業計算ファイルに記載されております。商用電力のCO2 排出換算係数は0.579kgCO2/kWhとなります。

Q3

補助金により導入した資産について、早期（耐用年数満了前）に損壊・故障などにより廃棄することとなった場合、財産処分に関して特別な手続きが必要になるのでしょうか。また、手続きは煩雑（時間を要する）なのでしょうか。

A3 財産処分が必要になります。手続きに係る期間は内容次第では数ヶ月程度かかります。

Q4

支援制度を用いて導入した設備について、新浄水場建設に伴い耐用年数を迎える前にやむを得ず廃止とした場合、交付された補助金の取扱いはどうなるのでしょうか。

A4 廃棄の場合は財産処分が必要です。補助金の返還の要否は財産処分基準を踏まえて判断致します。

Q5

補助事業期間は「原則として単年度」とのことですが、機器製作期間の関係で2カ年継続工事となる場合補助対象となるのでしょうか。

A5 (令和5年度補助事業について) 補助対象となりません。

Q6

仮に採択有りきで工事費を予算化した際に不採択となった場合が心配です。明確な採択基準を示してもらえないのでしょうか。

A6 環境省事業では全事業で採択基準は示しておりません。また評点順位に従い予算内での採択を進めるため、当該年度の他応募者との相対性の側面もあり、採択の絶対的因子を示すことはできません。

Q7

8月の交付決定日以降に工事を発注すると、1月末の工事完了が難しくなる可能性があるため、交付決定前に工事発注を行うことは可能でしょうか。

A7 原則として不可です。ただし、停止条件付の発注などにより、交付決定後に契約する場合には、発注可能としております。

Q8

申請事項作成の際に相談できる窓口や、現状の設備の改修計画策定可能なコンサルタントなどを教えてもらえないでしょうか。

A8 環境省から特定のコンサルタントなどを斡旋することはしておりませんので、申請事項作成の相談は執行団体へお願いします。

Q9

太陽光発電の維持管理及び処分費用等を紹介してもらえないでしょうか。

A9 規模や地域特性があるため一概に言えず、業者や隣接他自治体等から助言を伺っていただくようお願いします。

※なお、個別の詳細な内容については、執行団体にお問い合わせいただくようお願いいたします。

[令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金-一般社団法人 静岡県環境資源協会 \(siz-kankyou.jp\)](http://www.siz-kankyou.jp)

公営企業債（脱炭素化推進事業） Q & A

【全般】

Q 1

購入時期が古い庁用車等の電気自動車等への転換の際に「公営企業債（脱炭素化推進事業）」を利用することは可能でしょうか。

A 1

可能です。

Q 2

「公営企業債（脱炭素化推進事業）」により導入した資産について、早期（耐用年数満了前）に損壊・故障などにより廃棄することとなった場合、財産処分に関して特別な手続きが必要になるのでしょうか。また、手続きは煩雑（時間を要する）のでしょうか。

A 2

財産処分に関して、「公営企業債（脱炭素化推進事業）」を活用し導入したことにより特別な手続きが必要となることはありません。通常の手続きにより財産処分を行ってください。

※なお、個別の詳細な内容については、総務省 公営企業経営室にお問い合わせいただくようお願いいたします。

電話番号:03-5253-5638（総務省 公営企業経営室）